

住宅用火災警報器設置状況調査の結果について

乙訓消防組合消防本部

乙訓消防組合では管内の一般住宅全戸調査を目標に職員が訪問し、設置状況確認及び普及啓発活動並びに住宅用火災警報器設置済シールの普及啓発による設置率の見える化活動を実施しています。

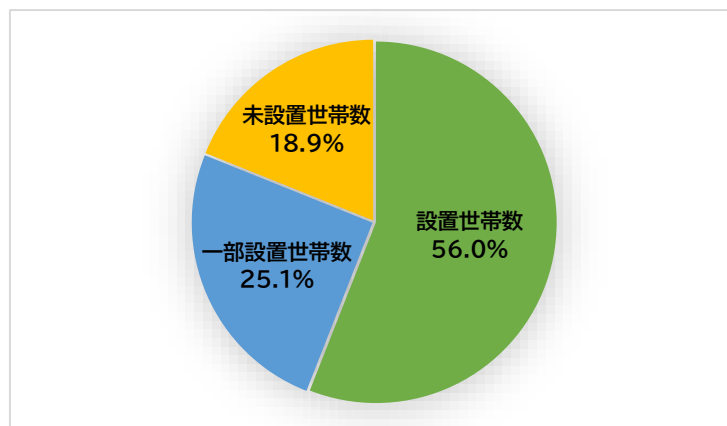
令和6年6月1日時点における結果は以下のとおりです。

1 設置率について

今回の調査では、二市一町全体の設置率は（※1）81.1%となり、市町別では、向日市が82.9%、長岡京市が74.8%、大山崎町が85.6%となりました。

また、二市一町全体の条例適合率（※2）は56.0%、市町別では、向日市が65.1%、長岡京市が48.3%、大山崎町が58.7%となりました。（表1参照）

表1 二市一町住宅用火災警報器設置状況



※1 設置率とは、条例で義務付けられている設置箇所すべてに設置されている世帯（全部設置世帯という。）と条例で義務付けられている設置箇所のいずれか一箇所以上に、住警器を設置している世帯（一部設置世帯という。）の合計数が調査世帯数に占める割合をいう。

※2 条例適合率とは、全部設置世帯数が調査数に占める割合をいう。

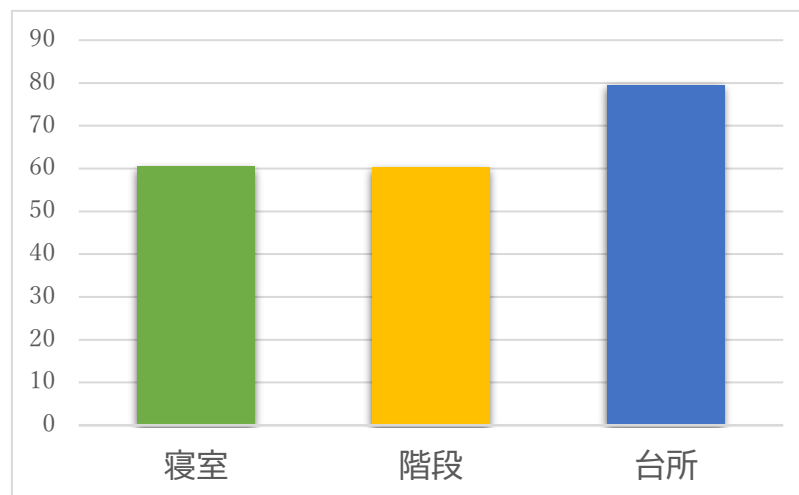
2 設置が必要な場所ごとの設置状況

住警器は、基本的に寝室、階段及び台所に設置が必要です。

（条例の規定により一部の場合は設置が必要でない場合があります。また、一部の場においては【廊下】に設置が必要なこともあります。）

住警器の設置場所の傾向として、台所の設置率が高い一方で、寝室・階段に対する設置率が低い傾向となりました。（表2参照）

表2 設置が必要な場所別の設置状況



3 未設置世帯及び一部設置世帯における住警器の設置がない理由についてのアンケート結果

未設置世帯及び一部設置世帯には、設置されていない理由又は設置されていない部分がある理由について、アンケートをしました。未設置世帯の理由で一番回答が多かったのは【未設置場所に必要と知らなかった】でした。（表3参照）

表3 未設置世帯の理由（件数）

